

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の概要

平成17年3月
内閣官房

1 法律案の趣旨

地方公共団体や民間事業者等からの規制改革に関する提案募集を踏まえ、構造改革特別区域推進本部において、今後新たに構造改革特別区域において講ずるべき規制の特例に関する措置を決定してきたところである。

今般、これらの措置のうち、法律の特例に関する措置を講じるため、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）について所要の改正を行うものである。

2 法律案の内容

（1）監獄法等の特例関係

行刑施設における施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託すること、及び行刑施設の中に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託するとともに、地域住民に対する医療を提供するために当該施設の診療設備等を利用することができるようにする。

（2）私立学校法の特例関係

地方公共団体と学校法人との連携及び協力に基づき教育を実施する公私協力学校の設置に当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、所轄庁は、当該学校法人の設立に係る寄附行為の認可に際し、資産要件の審査を行わないものとする。

3 施行日

平成17年10月1日